

八尾市貸切観光バス事業者緊急支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により観光需要が著しく落ち込んだ観光バス事業の利用促進の取組み及び、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を図るため、観光バス事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、支援することによって、市民が安全に安心して観光バスを利用できる環境整備及び利用者の感染防止を図ることを目的とする。その交付に関しては、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに該当し、同法第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた者のうち、市内に本社または営業所を置いているバス事業者。
- (2) 令和2年12月31日時点で、市税を滞納していない者。
- (3) 補助金の交付を受けた後も営業を継続的に行う意思がある者。
- (4) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、令和3年4月1日から申請日までの間に補助対象事業者が、次に掲げる取組みを実施するために要した費用とする。

2 補助対象事業者が行う新型コロナウイルス感染拡大防止に対する取組み

- (1) 車内の空気清浄器機または、二酸化炭素測定器等の機器類の設置
- (2) 乗客の検温に供する測定器
- (3) 間仕切りによる飛沫防止
- (4) 消毒剤・除菌剤の設置

- (5) 乗客・乗務員のマスク着用
- (6) ソーシャルディスタンスサインの設置
- (7) 車内設備の抗菌加工
- (8) その他業種別の感染予防対策ガイドラインに沿った取組み
(補助金額等)

第4条 補助金の額は、補助対象事業者が国土交通省近畿運輸局大阪運輸支局（以下「運輸支局」という。）に道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業用として登録している車両のうち、市内の本社または営業所等の所管車両として運輸支局に届出している車両数に30万円を乗じて得た額を上限とする。

- 2 補助金の交付は、同一補助対象事業者について1回限りとする。
- 3 他の補助制度による支援を受けた費用（予定しているものを含む。）については、本補助金の対象外とする。

(交付の申請)

第5条 補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和4年2月28日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 一覧表（様式第2号）
- (2) 補助対象経費が確認できる領収書等の書類（補助対象外となる経費が記載されている場合は、取り消し線（2重線）を用いて削除すると共に対象外となる理由を任意の様式にて記載すること。）
- (3) 補助対象経費に係る取組みを実施していることが確認できる書類
- (4) 法人の場合は登記事項証明書（商業・法人登記）（申請日より3カ月以内に発行されたもの）、個人事業主の場合は開業届又は営業許可書（ただし、許可に付された期限が満了している場合は、「一般貸切旅客自動車運送事業の許可に付した期限の変更通知書」）
- (5) 対象車両の車検証の写し

(補助金の交付の決定及び交付)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付

を決定し、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

- (1) 法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）並びに予算で定めるところに違反していないこと。
- (2) 補助事業の目的及び内容が適正であること。
- (3) 金額の算出に誤りがないこと。

2 市長は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助対象事業者は、速やかに補助金交付請求書（様式第3号）（以下「請求書」という。）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による請求書を受理した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（目的外使用の禁止）

第9条 補助対象事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。また、補助対象経費に係る物品を他に転用してはならない。

（立入調査等）

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して報告を求めること、又は本市職員にその事務所、営業所等に立ち入らせ、書類、帳簿、車両等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額に確定があつ

た後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした関係書類を常に整備しておくとともに、補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年10月18日から施行する。